



児童発達支援事業・放課後等デイサービス利用の流れ



「事業所見学」「役場の申請」「計画作成」等々…???

いろいろ言われたけれど、することが多くて何からすればいいのか??



お任せください。分かりやすく、手続きの流れをお伝えします。

サービス利用までの手続きについて簡単に記載しましたので、ご参照ください。



☐ 見学

見学を希望する児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(小学生以上)に連絡して見学します。事業所により療育内容が違いますので、見学の際にお子様の成長して欲しい所を事業所にお伝えください。可能であれば、お子様も一緒に見学してください。

☐ 申請

板野郡内の役場にて申請をします。役場での聞き取りがあるため、事前に予約をしてください。新規利用はお子様の同席が必要となります。

申請の際に持参するもの等につきましては、予約の際にご確認ください。

- 松茂町役場 福祉課 088-699-8713
- 板野町役場 福祉保健課 088-672-5986
- 北島町役場 社会福祉課 088-698-9802
- 上板町役場 民生児童課 088-694-6811
- 藍住町役場 福祉課 088-637-3114

☐ 支援計画作成

通所サービスの利用には、支援計画の作成が必要となります。

支援計画を作成してくれる相談支援事業所につきましては、別紙をご参照ください。

ご希望の相談支援事業所に保護者の方が直接ご連絡をして支援計画作成の依頼をしてください。

※上記3つにつきましては特に決まった順番はありません。できる所からご準備を進めてください。

◇ 通所する事業所と契約

□ 申請

支援計画の作成ができると、障害児通所受給者証が自宅に届きます。

障害児通所受給者証が届きましたら、通所予定の事業所に連絡して利用契約を行い、通所開始日を決めます。



進捗状況チェック



- 事業所の見学をして通所する事業所を決める。
- お住いの役場で申請手続きをする。
- 相談支援事業所に支援計画作成を依頼する。
- 障害児通所受給者証ができたらか通所する事業所に連絡して契約する。
- 担当保健師に事業所の利用について報告する。(保健師と相談している方のみ)



上記が全てできれば利用開始となります♪

分からない事・教えて欲しい事がありましたら下記までご連絡ください

☆お問い合わせ先☆

- 松茂町役場 福祉課 088-699-8713
- 板野町役場 福祉保健課 088-672-5986
- 北島町役場 社会福祉課 088-698-9802
- 上板町役場 民生児童課 088-694-6811
- 藍住町役場 福祉課 088-637-3114
- 板野郡基幹相談支援センター(相談支援事業所ヒルガオ内) 088-679-6817